

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年8月31日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成28年1月10日 午前11時40分頃 高山市荘川町六厩855番地40先（市道六厩二俣線）		
	事故の概要	道路側溝のグレーチングによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（左フロントドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	557,700円・100分の100	
	賠償金	—	557,700円	
	内 訳	保険金	—	557,700円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成28年7月19日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成28年5月5日 午後4時頃 高山市西之一色町3丁目820番地（飛騨民俗村駐車場内）		
	事故の概要	雨水側溝による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（左フロントタイヤ等）	
	被害総額・市の過失割合	—	54,648円・100分の100	
	賠償金	—	54,648円	
	内 訳	保険金	—	54,648円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成28年7月19日 地方自治法第180条第1項			